

5) 生態系への配慮

■ 希少生物の保全

西岡公園は、市内でも有数の野生生物の生育・生息地であることから、生物多様性の保全に重点を置いた管理運営を行います。

在来生物の中でも、北海道レッドリストに挙げられるフクジュソウやクリンソウ、ヤマシヤクヤク等の植物、クマゲラ、クイナ等の鳥類、オオアオイトトンボやコシボソヤンマ、サラサヤンマ等のトンボ目やエゾホトケドジョウ、ヤチウグイ等の魚類の生育・生息を確認しています。また、ヘイケボタルやニホンザリガニなどが生息しており、これらは環境の変化に弱く、生息域が限られる生物です。

これら生物の生育・生息環境を維持するためにも、継続して調査を行い、生息状況を把握するとともに、市民との意見交換会で包括的に保全対策を検討しながら、希少な個々の生物については、各専門家や自然保護団体と協働で保全活動を進めます。

また、在来の生物に悪影響を与えるおそれのある外来種についても、継続して調査を行い、生育・生息位置や状況を記録し、意見交換会等で協議しながら、適宜駆除等を行います。オオハンゴンソウなどの特定外来生物は、所定の手続きをとった上で、ボランティアと協働で防除します。

アライグマ、ミンク等の特定外来生物は、管理の上で駆除の必要が発生した場合には、札幌市と協議し、捕獲して適正に処置をします。ミシシッピアカミミガメなどの要注意外来生物は、適宜適正に処置するとともに、動植物を放すこと・捨てることが環境に与える影響を看板や観察会等を通じて普及啓発します。

① ヘイケボタルの保護

西岡公園の魅力のひとつであるヘイケボタルの生息維持に努めます。ヘイケボタルの保護のため、成虫の発生時期に、個体数調査と利用調査を行います。個体数調査では、確認した位置や状況、個体数等を記録し、利用調査では利用者数や車の駐車台数、観賞状況を記録します。調査結果は展示室や公式ホームページ等で公開し、来園者に情報提供します。



観賞マナー啓発パネルを設置する様子

一方で、過度な観賞は生息地の搅乱や繁殖行動の妨げを招き、個体数の減少につながるおそれがあるため、明かりをつけながらの観察やホタルの採集は、ホタルが減る原因となることを啓発し、マナーを守って観賞していただけるよう努めます。

② 希少なトンボ類の保護

「西岡ヤンマ団」や「北海道トンボ研究会」による継続的な調査を通して、希少種のコシボソヤンマやサラサヤンマ、オオアオイトトンボなどの生息が確認されています。今後もトンボの生息調査を継続し、希少なトンボ類の減少が見られた際には、必要に応じて関係機関や専門家と協議して保全対策を検討します。

③ クリンソウ群落の復元・保護

平成 15 年度からの管理事務所の調査により、湿原内の 2 領域でクリンソウの生育を確認していましたが、平成 21 年度の盗掘により、公園内ではほとんど花を見ることができなくなりました。クリンソウは、北海道レッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されていることから、ボランティア団体「西岡公園植物の会」と協働で苗を育て、種を蒔くことで西岡公園の群落を復元し、保護する取組を継続して行っています。その結果、平成 30 年には湿原内で複数株を確認できるようになりました。

今後もボランティアと連携して、クリンソウの保全活動を継続していきます。



クリンソウ苗床の看板

外来生物への対応

① 特定外来生物オオハンゴンソウの防除

当協会の調査によるオオハンゴンソウの分布状況は、平成 15 年頃には西岡公園内で数株が確認されていましたが、平成 19 年頃から個体数が増加しました。平成 23 年度から定期的な駆除活動を実施し、分布の拡大を防いでおり、今後もボランティア団体「西岡公園植物の会」と協働で駆除に取り組みます。また、公園内におけるオオハンゴンソウの分布図の作成や被度調査を継続的に実施することで、駆除活動の成果を記録します。



オオハンゴンソウ駆除活動

② 要注意外来生物ミシシッピアカミミガメ等への対策

水源池の下流では、飼いきれなくなったカメや金魚、グッピー等を川に放す人が多く、中でもカメは水源池に定着しつつあります。これらの外来生物は在来生物に与える影響が大きいことから、この問題を多くの人に知らうことが必要です。「西岡さかな組」の活動等により、継続的に外来生物の生息状況調査を行うとともに、展示室での生体展示やポスター作成等の PR 活動を通じて、外来生物の問題を広く市民に伝えます。



外来生物について解説する様子

(2) 仕様書等との差異

(1) で提案された維持管理業務計画について、札幌市が示す維持管理業務特記仕様書及び維持管理基準表と比較して、内容及び数量等に差異があれば、示してください。

(2) 仕様書等との差異

1) 維持管理基準表との内容・数量比較

維持管理基準表に示された業務の内容・数量に対して、次のとおり変更することを提案します。

① 西岡公園・西岡中央公園の園内清掃について

園内清掃について、現在の管理においては、西岡公園の清掃は 1 日 1 回、西岡中央公園については 4 月から 11 月までは週 3 回、12 月から 3 月までは週 1 回清掃を実施しています。今後も同様に高いレベルの管理を行い、良好な衛生・美観管理に努めます。

管理内容	維持管理基準表	当協会管理計画
西岡公園　園内清掃 4～11 月	14 回/年	1 回/日以上
西岡公園　園内清掃 12～3 月	記載なし	1 回/日以上
西岡中央公園　園内清掃 4～11 月	14 回/年	3 回/週以上
西岡中央公園　園内清掃 12～3 月	記載なし	1 回/週以上

② 園路の草地管理について

園路の管理について、維持管理基準表に記載はありませんが、通行に支障が出るほどササが生育した場合には、園路縁より幅 2m 程度の刈り込み作業を年 1 回程度行い、安全な通行の維持に努めます。

管理内容	維持管理基準表	当協会管理計画
ササ刈り	記載なし	1 回/年程度

③ 流域貯留施設の管理について

西岡中央公園の流域貯留施設の管理について、維持管理基準表に記載はありませんが、年 3 回の樹清掃・点検を行い、大雨時でも機能するよう維持に努めます。

管理内容	維持管理基準表	当協会管理計画
流域貯留施設点検・樹清掃	記載なし	3 回/年

④ 施設・設備の管理について

施設・設備の管理について、現在の管理では、ベンチ、四阿、木柵等の専門技術者による定期点検を年 2 回実施し、快適で安全に利用できるよう配慮しています。今後も年 2 回の定期点検を実施し、各施設の適正な状態の維持に努めます。

管理内容	維持管理基準表	当協会管理計画
休憩施設定期点検	記載なし	2 回/年

(3) 防災業務計画

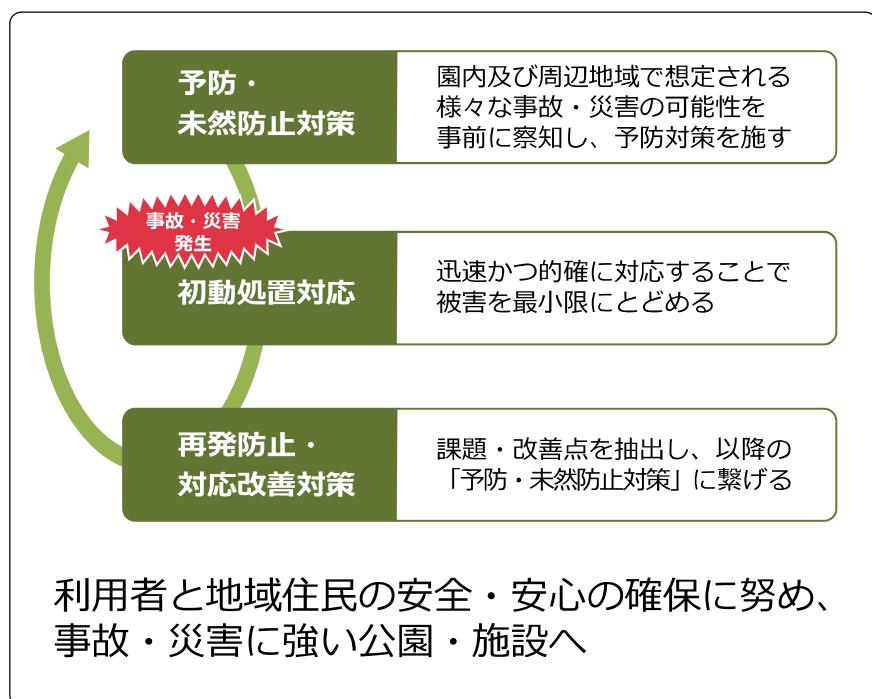
防災業務の実施方針、防災業務の役割分担、防災訓練の予定、事故等への対応方法、消防法への対応の内容について年度別の実施方法を含めて具体的に示してください。

(3) 防災業務計画

1) 防災業務の実施方針及び役割分担

防災業務の実施方針

当協会では、危機管理対策・対応を「予防・未然防止対策」、「初動処置・対応」、「再発防止・対応改善対策」の3段階に分け、各段階において、次のとおり個別具体的な対策を行い、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努め、事故・災害に強い公園・施設を目指します。



西岡公園は広域避難場所、及び指定緊急避難場所（大規模な火事）に指定されており、それをふまえて次に記述する体制・対策・対応を講じます。

防災業務の役割分担

当公園で火災が発生した際には、次ページの「自衛消防の役割分担と手順」に基づいて対応します。常駐人数が少ないため、火災時に求められる役割と手順を全スタッフが把握し、自衛消防隊長の指揮により、効率良く的確に対応します。

災害・事故発生の際の緊急時連絡系統は、「災害時対応フロー」(P.86) に沿って行動し、「緊急時連絡網」(P.82) にて迅速な連絡を行い対応します。夜間・休日等にも迅速に参集できるよう、携帯電話や電子メール等による連絡体制を整えます。

また、交通障害を伴う大規模な災害においては、当公園スタッフが直ちに参集できない事態も想定されることから、当公園の比較的近くに居住する他公園スタッフが参集し、災害等の対応を行う体制を整えます。

西岡公園 自衛消防の役割分担と手順

指揮 /自衛消防隊長
マネージャー

- ・関係機関との連絡調整
- ・現場総指揮 等

指揮 /自衛消防副隊長
サブマネージャー①

- ・指揮本部設置
- ・隊長補佐 等

作業の指揮、役割分担

通報・連絡

非常放送

- ・隊長指示により館内放送
 - ・避難案内
 - ・被害情報提供
- ※パニック防止に努める

連絡通報

- ・消防(119番)警察(110番)への通報と確認
- ・消防・警察到着後の情報提供

関係先への連絡

現場対応

消火

- ・消火器等による初期消火
- ・延焼の防止

救護

- ・負傷者の応急救護
- ・救急隊との連絡調整
- ・負傷者の運搬

利用者誘導

- <火災発生時>
- ・避難経路図に従い利用者の避難誘導
- ※指示は大声かつ簡潔にし
パニックを防止

技術

- ・電気機器など各施設の安全措置
- ・緊急車両の動線確保
- ・その他復旧作業

<災害発生時>

- ・避難所へ誘導案内
- ※避難漏れのないよう
死角等の確認

豊平消防署 852-2100
豊平警察署 813-0110
豊平区土木センター 851-1681

札幌市コールセンター 222-4894
水道局電話受付センター 211-7770
電気保安協会 891-3844

機械警備委託業者 市内造園業者 冷暖房設備業者
電気設備業者 建築設備業者 給水等設備業者

西岡公園・西岡中央公園 緊急時連絡網

事業5課長
携帯・自宅

マネージャー
携帯・自宅

豊平区土木センター
851-1681

当協会事務局
211-2579

みどりの管理課
211-2536

サブマネージャー①
携帯・自宅

サブマネージャー②
携帯・自宅

維持管理スタッフ①～③
携帯・自宅

受付スタッフ
携帯・自宅

2) 防災訓練計画の予定

防災訓練計画

① 訓練と教育

- a 当公園での事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションすることができるよう、「緊急時連絡網、緊急時連絡系統及び対応フロー、災害時対応フロー、緊急時対応手順書」を備えています。
- b スタッフの新規採用時には AED の操作方法を含む普通救命講習を受講させ、修了したスタッフについては、3年毎に普通救命講習を再受講し、新しい救命方法の取得や知識、技術の維持向上を図ります。
- c 火災、台風及び震災を想定した緊急時対応教育及び消防訓練を、年1回行います。

② 常駐スタッフの連携

防災に係る取組においては、マネージャーの指揮のもと、常駐スタッフ全員が効率良く連携して対応します。緊急時に適切な対応が取れるよう、上記の訓練・教育のほか、毎朝の全スタッフによるブリーフィングなどにおいて、隨時対応を確認します。

3) 事故等への対応方法

予防・未然防止対策

当公園及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病として、園路や木道での利用者の転倒・転落、河川増水による洪水、火災発生による火傷等、地震災害による転倒・転落、枝等の落下による被災、ヒグマなどの危険生物による被害のほか、キタキツネやダニなどの生物を媒介とする感染症等の病気の発生も想定して対応します。

① 情報収集と共有

- a 予防や事故に関する情報を国や北海道、また札幌市からの通知や、インターネット上の情報、報道等から収集し、当公園で発生することが予想される場合に予防方法を公式ホームページ、園内掲示板に掲示し、事故の予防・未然防止に努めます。
- b 台風など、時間の経過につれて災害発生や被災の予測が可能な事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、台風の進路等を把握して、被災を最小限に抑えるよう努めます。
- c 公園内で予想される危険についての情報を掲載したハザードマップを作成し、公式ホームページのほか、管理事務所、園内掲示板に掲示して利用者に周知しています。また、ハザードマップの内容更新に際しては、施設利用者の利用形態や声を積極的に反映します。
- d 当公園はもとより、当協会が管理する他公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。

② 巡回点検等による早期発見・改修

- a 日常の巡回点検においては、管理事務所や設置工作物等の状態を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- b 修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議し、必要に応じて使用禁止・立入禁止とし、利用者の安全を確保します。
- c 台風による強風や大雨、地震発生時、また降雪等による被災を最小限に抑えるため、公園及び施設の状況把握に努め、巡回時に危険箇所の発見に努めます。
- d 公園内で不審物を発見した場合には、札幌市や管轄警察署に直ちに連絡し、対処します。

③ 連絡体制の確立

- a 札幌市、近隣病院、管轄の警察署・消防署、電気・水道・下水などの関係機関や修理関連事業者のほか、当協会他公園スタッフに対し、迅速な連絡・支援要請を行うための「緊急時連絡系統及び対応フロー」(P.23) の内容をスタッフに周知・共有しています。
- b 大規模な事故又は災害の発生時には、「緊急時連絡網」や電子メール等によりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材等の配備

- a AED を管理事務所に配置するとともに、消火器・救護備品等を配備しています。園内にはこれらの備品の設置場所や緊急連絡先を掲示し、必要時にスタッフや利用者が迅速に処置・対応できるようにします。
- b 台風、震災などの災害に備え、必要となる資材等を次のとおり確保し、定期的に確認して補充・更新します。
水電池（水を入れると使用できる電池・100 本程度）、ラジオ、LED 懐中電灯、拡声器、セーフティコーン、ロープ等

⑤ 園内案内看板の更新

公園内の位置情報として、園内位置図が少ない区域に、現在地を示す案内看板を増設し、これを維持管理することによって、緊急事態発生時の利用者安全誘導の効率化を図ります。

初動処置・対応

① 救護・処置

- a 負傷者・病人が発生した場合には、その救護を第一に考え、スタッフが応急措置を行います。また、必要に応じて救急指定病院や消防署への通報と病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。

- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」(P.86)に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を事務局又は当公園内に設置し、関係各所への連絡と当協会への応援要請を迅速に行います。
- c 大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、公式ホームページや掲示板等を使用し、公園利用者へ警報発令の情報発信を行います。

② 避難・誘導

- a 事前に察知することが可能な台風接近時においては、インターネット等で最新の情報を収集し、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止などの措置を講じます。
- b 建物で火災が発生した場合、常駐スタッフが利用者を迅速に安全な場所に避難誘導します。
- c ヒグマ等の園内侵入の可能性がある場合は、札幌市と連絡を密にし、公園の閉鎖や公園利用者の避難誘導等を迅速に行います。

③ 施設等の措置・復旧

- a 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- b 強風雨・降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合には、直ちに撤去・応急処置のほか、必要に応じて立入禁止とします。
- c 大規模な修繕・改修等が必要な場合においては、札幌市と協議し、対策を講じます。

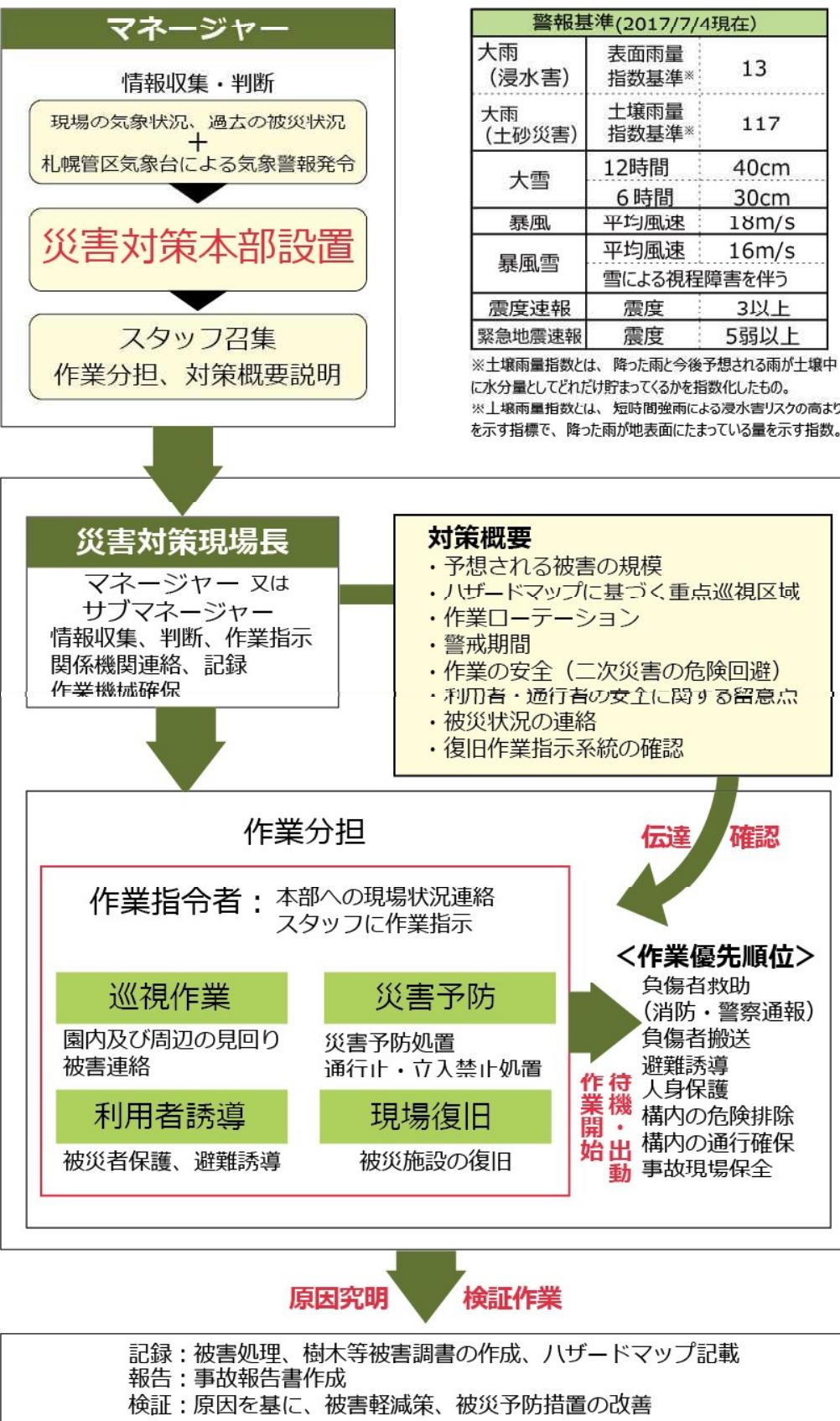
④ 被害拡大・二次災害の防止

- a 台風・地震・降雪・洪水・落雷などにより被災した場合、その最中の作業は危険を伴い、スタッフの二次災害を招くおそれがあることから、気象状況や災害の収束状況を見極めて復旧措置・対応に当たります。
- b 災害の残存物による被害が生じないよう、必要に応じて立入禁止措置を講じるほか、早期の利用回復に努めます。

⑤ 責任ある対応

公園内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応に当たるほか、損害賠償が必要な場合には、保険会社と共に迅速かつ確実、誠実に対応します。

災害時対応フロー



再発防止対策

① 原因究明・検証

- a 事故発生後には、その原因を徹底的に究明・検証し、必要に応じて施設・設備・案内等を改善し、再発防止に努めます。
- b 収束後には連絡・対応・処置状況などを検証し、必要に応じて指針の修正、他機関との再調整等を行い、常に最善の対応が可能なシステムづくりに努めます。
- c 札幌市への事故報告や被災状況報告を迅速に行います。また、当協会で情報共有と処置・結果の検証に使用している「事故報告書」により、公園の全スタッフのほか、事務局へ情報を通知し、共有します。他の管理公園・施設等での同様事故発生の抑制に努めるとともに、以降の災害発生時における被災軽減策・被災予防措置の改善に努めます。

理事長	専務理事	事務局長	総務課担当課長	事業課長	事業課担当課長	担当課長	事業・総務課
事故報告書							
発生日時		平成 年 月 日 曜日			■午前 □午後	時 分	番号 No.
発生場所		施設名					
被災者	区分	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> その他()					
	住所	<input type="checkbox"/> 札幌市 <input type="checkbox"/> ()市					
	氏名	年齢 才	保護者氏名				
被害／けがの状況							
<input type="checkbox"/> 通院	病院名			電話			
<input type="checkbox"/> 入院	薬局名			電話			
事故発生状況							
第1次対応者				最終対応者			
保険適用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし()							
物損 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし							
<input type="checkbox"/> 公園備品 <input type="checkbox"/> 財団備品 <input type="checkbox"/> 利用者所有物 <input type="checkbox"/> リース物件 <input type="checkbox"/> 設置者備品 <input type="checkbox"/> その他()							
損害物品名							
概算損害額	千円	保険	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 届済み <input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 不届			
札幌市への第一報	<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済	報告書	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要	※事務局記載欄 報告書提出			
対応	対応・処置経過						
	反省点						
	今後の対策／結果						
報告年月日	平成 年 月 日			報告者			

当協会で用いている事故報告書

② 履歴の蓄積

- a 施設・設備等において事故が発生した際には、破損箇所・修繕箇所などを履歴として記録し、再発防止・未然防止策及び効率的な管理・運営のために生かします。
- b 自然災害等による被災状況・被災箇所なども同様に記録し、未然防止策・被害軽減策・災害に強い施設体制づくりに生かします。

4) 消防法への対応内容

① 消防用設備点検の実施

管理事務所など、園内施設に設置されている消火器について、専門業者に委託して年2回の点検を行います。

② 消防訓練の実施

当公園で働く全スタッフを対象に、年1回の消防訓練を実施します。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

仕様書に示す各事業（取組）の基本的な実施方針、業務の実施手法の概要を示してください。特に、実施手法に関しては目標を実現するための工夫などを積極的にアピールしてください。

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

1) 取組の基本的考え方

西岡公園は、特殊公園（風致公園）であるため、ただ利用者数を増やすだけでなく、豊かな自然環境を理解し、大切にする市民の増加に寄与することが管理者としての当協会の役割と考えます。そこで、「広報活動」「ビジターセンター機能の拡大」「環境教育活動」「地域との連携」「イベント開催」の5つの柱からなる利用促進事業を計画します。

2) 具体的な取組の実施計画

広報活動による利用促進

① パンフレットとイベントチラシの配布

西岡公園では、展示室でパンフレットの配布を行い、利用者の利便性の向上に努めます。イベントのポスター やチラシは早期に提供し、参加者、リピーターの確保を図ります。また、近隣の小学校にチラシを配布し、新たな利用者の確保に努めます。



イベントチラシ

② 公式ホームページの充実

当公園のホームページでは、公園の概要やアクセス、イベント、棲息している生き物情報などをお知らせしています。また、ホームページにはブログの機能を持たせており、リアルタイムの自然情報や、行事の報告などを随時更新しています。

平成29年度の西岡公園のホームページのアクセス数は63,372件でした。西岡公園のホームページは毎週更新し、常に新しい情報を掲載します。公園の利用に当たってのルールやマナーを分かりやすく掲載し、利用者への普及啓発を図ります。また、災害が予測される場合の注意情報やハザードマップも掲載し、安全で安心して公園を利用していくだけるよう努めます。



西岡公園のホームページ

③ 「西岡見聞録」の充実

当協会では、平成 16 年度から、西岡公園の季節毎の見どころや歴史、イベント情報をまとめた「西岡見聞録」を定期的に発行しています。

今後も継続して、問い合わせの多いミズバショウやホタル、紅葉等について見頃の時期を掲載するほか、その時期の開花情報や野鳥情報を掲載します。その他、新たにイベントのお知らせや報告も充実させ、新規利用者の確保につなげます。

また、他の施設でも西岡公園の情報を入手できるよう、近隣の公園や環境教育施設にも配布を依頼します。発行済みの号から最新号まで、内容は公式ホームページにも掲載し、利用者の利便を図ります。



西岡見聞録

④ マスメディアの積極的活用（札幌市提供の広報媒体、マスコミ関係への情報提供）

マスメディアは、即効的な効果が見込める有効な広報手段です。当協会では、札幌市公式アプリ及びマスコミ関係等の広報媒体を幅広く活用し、公園のイベントや自然等の情報を積極的に提供します。また、観察会等のイベント情報は、地域のフリーペーパー等に掲載してもらえるよう計画します。

ビジャーセンター機能の拡大による利用促進

平成 27 年度から管理事務所が新しくなり、これまで以上に西岡公園の魅力を伝えるビジャーセンターとしての機能、ニーズが高まっています。自然情報の提供を充実させるとともに、休憩場所として落ち着ける空間を提供することにより、利用促進に努めます。

① リアルタイムな自然情報の展示

毎日の巡視により得た情報から、今見られる花の情報、飛来している野鳥、ホタルの発生状況などの最新の自然情報が得られる展示やフィールドノートを活用します。園内の地図にリアルタイムの自然情報を掲示し、来訪者から得る情報も共有できる情報交換の場を作ります。



展示室の自然情報

② 歴史を紹介する展示

縄文時代から公園が完成するまでの歴史を、写真等を交えて展示します。また、公園敷地内で見つかった矢じりや土器を展示し、実際に目で見て触って学べる展示を行います。

③ 季節展示

春のミズバショウ、夏のホタル、秋の紅葉など、西岡公園の四季を代表する生物や景観の紹介展示を制作します。

④ 環境教育を促すキッズエリア

自然環境をテーマにした絵本や、自然素材を使用した知育玩具を配置したキッズエリアを設けることで、子どもからお年寄りまでが遊びながら自然に触れ合い、多様な環境への関心を深めるきっかけを提供します。



キッズエリアの様子

⑤ 昆虫・植物の標本展示

ボランティアが作成した昆虫の標本や、53種のトンボの標本、植物標本の展示を行い、西岡公園の生物の多様性を伝えます。

⑥ 魚やカメの生体展示

月寒川や水源池に生息するウグイ等の魚類や、人によって放されたカメ等を飼育展示し、生物や生態系への理解・関心を深めます。



水生生物展示の様子

環境教育活動による利用促進

西岡公園の豊かな自然環境を保全するために、貴重な環境を大切にしたいと感じる心を育むための様々な環境教育プログラムをこれまで行ってきました。今後も継続的に実施することで、身近な自然に関心を持ち、公園のリピーターになる人々を増やしていきます。

① 西岡ヤンマ団

西岡ヤンマ団は、1湖沼におけるトンボの種類が北海道でもっとも多い西岡公園において、トンボの調査をする子ども達の活動です。平成19年度から活動を開始し、これまで未記録種の発見にも大きく貢献しています。活動期間は10年を超え、環境教育や生物多様性の分野で複数の受賞歴があります。近年では平成28年度にさっぽろ環境賞（市長賞）を受賞しており、今後も活動を継続します。

新規/継続	継続
開催期間	平成31~35年
実施回数	5回程度/年
対象	小学生



野外活動の様子

② 西岡さかな組

西岡さかな組は、平成 21 年度から実施している、水辺の生き物を調査する子ども達の活動です。両生類の卵塊調査や、池の生き物調査などを行い、調査結果も蓄積され、水源池周辺に生息する水生生物の分布を知る上で有用な情報源となっています。活動期間は 10 年となり、環境教育や生物多様性保全の分野で複数の受賞歴があります。近年では平成 29 年度に日本水環境学会水文化賞を受賞しており、今後も活動を継続します。

新規/継続	継続
開催期間	平成 31~35 年
実施回数	5 回程度/年
対象	小学生



野外活動の様子

③ 西岡公園自然調査報告展 ~ ヤンマ団&さかな組活動の記録

西岡ヤンマ団や西岡さかな組など、西岡公園で行われている自然調査の報告展を市内の公共施設や公園で実施し、子ども達自身が来場者に調査の成果を伝える場を設けます。西岡公園の近隣住民や市内の自然愛好家に見ていただくことで、西岡公園の自然の豊かさや大切さを多くの人に伝えます。

新規/継続	継続
開催期間	平成 31~35 年
実施回数	1 回程度/年
対象	小学生



ポスターセッションの様子

④ オオハンゴンソウ防除活動

特定外来生物であるオオハンゴンソウの防除活動を西岡植物の会のほか、市民参加で行います。勢力拡大防止に努め、自然環境の保全活動として定着させていきます。

新規/継続	継続
開催期間	平成 31~35 年
実施回数	1 回/年
対象	市民



オオハンゴンソウ防除の様子

【地域との連携による利用促進】

西岡公園の周辺には、小学校、児童会館、保育園、介護予防センターなどの施設があります。これらの周辺施設と連携することにより、公園の利用促進につなげていきます。

①周辺施設との連携

当協会は、近隣の児童会館や老人福祉施設が主催する自然観察会のガイドや、クラフト教室の指導を行ってきました。今後もこれらの施設と連携し、イベントを企画します。また、各施設の利用者に西岡公園の自然の大切さを伝え、西岡地区の活性化を図ります。

②周辺施設のイベントへの出展

平成21年度から、ボランティアと連携して、西岡南小学校の「ふれあいフェスタ」等の近隣施設の催しに出展し、クラフト体験や西岡公園の紹介を行っています。今後も継続して地域のイベントに出展し、西岡公園の自然の魅力を地域にPRします。



西岡南小学校ふれあいフェスタ出展

【イベントの開催による利用促進】

利用者を増やすために、四季を通じて、多年代向けに様々なイベントを開催します。

①ガイドウォーク

西岡公園の自然の見どころや歴史等をより多くの利用者に伝えることを目的として、ガイドウォークを実施します。ガイドボランティアと協力して企画運営します。

新規/継続	継続
開催期間	平成31～35年度
実施回数	6回/年
対象	市民



ガイドウォーク

②季節の体験イベント

クラフト教室や昆虫採集など、四季折々の自然を楽しめる体験イベントを企画します。

新規/継続	継続
開催期間	平成31～35年度
実施回数	4回/年
対象	市民



クラフト教室

③ プレーパークの開催の支援

平成23年度に札幌市子ども未来局から当協会が受託した業務において、モデル事業として西岡公園でプレーパークを開催しました。その後、プレーパークは当協会の自主事業として継続し、平成25年度からは地域住民のボランティア団体「遊木森森」が運営を引き継ぎ、地域の遊び場として定着しました。西岡公園のプレーパークは、「西岡南小学校おやじの会」や、ボランティア団体など、様々な団体が連携した運営となっていることが大きな特徴です。今後も地域団体と協力しながら、プレーパークの運営を支援します。



プレーパークの様子

④ 「冬の西岡公園にスノーキャンドルのあかりを灯そう」の開催

当協会では、「冬の西岡公園にスノーキャンドルのあかりを灯そう」を実施しています。平成23年度からは、「西岡南小学校おやじの会」や、西岡公園パークヒルズ町内会、「二ハルクラブ」等の登録ボランティアと実行委員会を組織して開催しています。防災意識を高める地域のイベントとして定着していることから、今後も地域交流の場として継続します。



「冬の西岡公園にスノーキャンドルのあかりを灯そう」の様子

⑤ 「愛犬といっしょの公園散歩講座」

当公園は、犬の散歩で利用される方も多い、一部の方のマナーがなかなか改善されない状況があります。改善に向けた取組のひとつとして、指定管理期間中に1回、公園での散歩マナーを身につけていただくための散歩講座を実施します。犬の社会性を育むとともに、飼い主が公園の利用マナーについて考えるきっかけをつくります。最後にウォーキングをしながら利用マナーの啓発をすることで、犬の飼い主同士の連携・理解を深めます。

利用促進の指標と目標

利用促進のための取組の指標と目標は、次のとおりです。

区分	指標	目標
広報	公式ホームページ運営	5年間でアクセス数を5%増 (H29年度約6.3万アクセス)
イベントの開催	スノーキャンドル	年1回
	ガイドウォーク	参加者10名/回 年6回以上
	季節の体験イベント	参加者10名/回 年4回以上
	プレーパーク	参加者50名/回 年2回以上
	西岡ヤンマ団	参加者15名/回 年5回以上
	西岡さかな組	参加者10名/回 年5回以上
	愛犬といっしょの公園散歩講座	期間中1回の開催を検討
サービス	車いすの無料貸出	1台配備

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

当公園においてマナー啓発が必要な不法行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬のノーリード防止対策を講じること
- ② 放置自動車及び放置自転車を防止する対策を講じること
- ③ ごみのポイ捨てを防止する対策を講じること
- ④ 禁止行為及び迷惑行為を防止する対策を講じること
- ⑤ 禁止区域への自転車の乗り入れ
- ⑥ スケートボード、インラインスケート等の危険な滑走
- ⑦ 「札幌市生活環境の確保に関する条例」による規定を外れる行為
- ⑧ 火気の使用
- ⑨ 草花の盗掘や花の切り取り
- ⑩ 公園内諸施設への落書き
- ⑪ 公園内へのペット等の放置と野生動物への餌付け
- ⑫ 公園敷地内への雪の運び込み
- ⑬ 生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の持込み及び持出し
- ⑭ ごみの不法投棄

1) 取組の基本的な方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠です。

これらを抑制するためには、公園利用者や近隣住民のモラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、そのためには、口頭注意や看板等の掲示物により注意を促すことも必要です。さらに、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当協会は当公園の景観・美観の維持に努め、利用者にその意図を理解していただけるよう、態度・行動・状態などの目に見える形で示し、その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策に努めます。

さらに、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携・協働によって不法行為・迷惑行為の対策を講じることにより、当公園への愛着心の醸成を図ります。

2) 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する活動としては、不法行為や迷惑行為が発生しないように対処する取組と、これらの行為が発生した際の対処方法に分けて取り組みます。

■ 不法行為・迷惑行為抑制のための備え

① 公共空間利用の意識啓発

公式ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、地域コミュニティと連携したキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持のための巡回と相互交流

公園内の巡回・清掃・維持管理作業等の際には、ベンチ等の施設や記念碑・モニュメント等の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラルの低下を誘引する要素があれば迅速に解消します。

また、巡回や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、相互交流のある開かれた公園管理に努め、利用者等と協働で公園を見守る「人の目」を確保します。

■ マナー啓発に関する取組

日常の巡回により禁止行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

そのほか、個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

条例で禁止されている犬のノーリード、フンの始末をしない飼い主などに対し、看板、公式ホームページ等による周知のほか、園内巡回時の「声かけ」によるマナー啓発を行い、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりに努めます。NPO法人主催のマナー啓発キャンペーンへの参加や、指定管理期間中に当公園で1回程度、（公社）日本愛玩動物協会北海道支部等との共催で「愛犬といっしょの公園散歩講座」（P.94）の開催を検討します。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡回や管理作業時には、スタッフはごみ袋を携帯して目についたごみを即座に処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。

また、自然林や駐車場へのごみの不法投棄対策として、日常の巡回を強化します。投棄ごみを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気（バーベキュー、花火等）の使用について、持ち込み等を発見した際には注意し、公園内は火気の使用が禁止であることを理解していただきます。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持去りや花の折り取りが見受けられる場合は、こうした行為を止めるよう、看板の設置や公式ホームページ等で呼びかけます。また、行為者を確認した際は、公園内で植物採取ができないことを説明し、理解していただきます。

⑤ 公園内諸施設への落書き防止対策

公園内施設への落書きがあった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な落書きについては、警察に被害届を提出するとともに、札幌市に報告します。

⑥ 公園内へのペット等の放置と野生鳥獣の餌付けへの対策

公園内に生息する野鳥等の野生動物に対する餌付けや、飼育生物の放置など、公園内の生態系に対して悪影響を及ぼしかねない行為に遭遇した際には、理由を明確に説明して、直ちに行為をやめるようお願いします。

また、カラスの繁殖期においては、親ガラスが攻撃的になるため、公園利用者にはカラスの生態についての情報提供を行い、看板の設置や迂回措置、声かけなどにより注意喚起し、被害の防止に努めます。



餌付け禁止看板

⑦ 生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の持ち込み及び持ち出し

カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物、外来生物を園内に放置・遺棄する行為について、当公園で確認した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに行為をやめるようお願いします。また、趣旨については、公式ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

園内に放置された自転車・バイクについては、移動依頼の貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、盗難登録番号などについて管轄の警察署に照会し、所有者が見つからない場合や引取りがない場合には廃棄処理を行います。

⑨ 自転車の乗り入れへの対応

自転車を乗り入れる行為について、当公園では自転車を駐輪所に駐めて、徒歩等で楽しんでいただくよう案内し、園内看板への掲示と公式ホームページへの掲載で周知します。

⑩ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の危険な乗り入れが確認された際には、口頭で注意指導し必要に応じて注意（禁止）看板を設置し、事故の未然防止に努めます。

⑪ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運びこまれる雪により、施設の破損や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時の直接の注意、指導や看板等での啓発を行います。

⑫ 夜間の騒擾行為の防止対策

夜間の騒音（集団での放歌・談笑、大音量でのプレイヤーの使用、バイクの空ぶかし等）対策として注意看板等を掲示します。また、周辺住民等から苦情が出た場合には夜間に巡回を行い、該当事案の対象者には協力を呼びかけます。さらに、悪質な対象者には所轄の警察と連携し、巡回の強化・指導を要請します。

⑬ 違法駐車等禁止行為への対策

公園内及びその周辺での違法駐車に対しては、看板設置、公式ホームページ掲載等のほか、必要に応じてチラシ等を作成配布するなどにより注意喚起します。

悪質な路上駐車に対しては、警察等との連携を図り、円滑な交通確保に努めるとともにパトロール強化を依頼します。

特に、ホタル観察時期や催事が行われる際には、混雑状況を常に把握するとともに、違法駐車車両を発見した際には注意・指導を行います。

■ 市民参加・地域協働によるマナー啓発、不法・違法行為抑制

西岡公園のマナー啓発活動

西岡公園の子ども調査隊「西岡ヤンマ団」「西岡さかな組」、ボランティア団体「二ハルクラブ」との協働で、西岡公園駐車場の既設園内地図の更新を行い、来園者に生き物の情報の提供と、保全活動への理解を求める活動を行っています。また、ボランティア団体「森の工作」との協働で、園内のマナー啓発看板の製作・設置を行っています。

今後はこれらの活動を子ども達やボランティア団体と協働で実施していることをPRし、また公園の緑豊かな環境に触れるイベントを開催することで、市民へのマナー啓発、不法・違法行為抑制につなげることを計画します。また、西岡中央公園についても、ボランティア団体に呼びかけてマナー啓発活動の推進に努めます。



駐車場に設置されている園内地図



マナー啓発看板